滋賀県公安委員会告示　　第　125　号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和　8　年　11　月　19　日

滋賀県公安委員会委員長　上田　健一郎

１　聴聞の期日　　令和　8　年　12　月　3　日

２　聴聞の場所　　滋賀県大津市打出浜１番10号
滋賀県警察本部　聴聞会場